

・改正法第11回で認定した自治体(22市町村)は以下のとおり。＜21計画、22市町村(12道県)＞

北海道2(2)	蘭越町、当麻町
茨城県1(1)	かすみがうら市
千葉県3(3)	いすみ市、一宮町、長生村
新潟県1(1)	佐渡市
長野県3(3)	麻績村、朝日村、坂城町
岐阜県1(2)	坂祝町、富加町
愛知県1(1)	刈谷市
福岡県1(1)	大木町
佐賀県1(1)	小城市
熊本県3(3)	和水町、多良木町、あさぎり町
宮崎県2(2)	高鍋町、美郷町
沖縄県2(2)	今帰仁村、竹富町

* 上記に加えて計画変更認定申請が124件。
* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。
* 令和5年6月23日時点における認定件数は1,320計画(47都道府県1,479市区町村)
* 宮城県、栃木県、埼玉県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県についてはすべての市町村で認定。